

# 民 生 費

- ・社会福祉費
- ・児童福祉費



# 社会福祉総務費

## 福祉課

### 1. 社会福祉事業

#### (1) 生活保護の状況

(各年3月31日現在)

| 区 分         | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被 保 護 世 帯 数 | 51    | 49    | 51    | 62    | 70    | 70    | 72    | 75    | 71    | 72    | 65    | 61    |
| 被 保 護 人 員   | 93    | 92    | 91    | 112   | 118   | 112   | 115   | 120   | 114   | 110   | 104   | 91    |
| 保 護 率 ( % ) | 6.1   | 6.1   | 6.0   | 7.4   | 7.8   | 7.5   | 7.7   | 8.0   | 7.6   | 7.3   | 6.8   | 5.9   |

#### (2) 助成金・貸付金

##### ①くらしの資金貸付

生活不安定な世帯に対し、くらしのための緊急に必要とする資金を貸し付ける事業。

貸付金 0 円

#### (3) 福祉団体等支援

各種福祉団体に対して補助した。

|             |     |              |
|-------------|-----|--------------|
| 〔社会福祉協議会〕   | 補助金 | 19,409,000 円 |
| 〔民生児童委員協議会〕 | 補助金 | 3,818,000 円  |
| 〔三つ和母子会〕    | 補助金 | 95,000 円     |
| 〔遺族会〕       | 補助金 | 108,000 円    |

#### (4) 団体事務支援

##### ①戦没者追悼式 (5月18日)

遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助した。

補助金 270,000 円

#### (5) 権利擁護

##### ①成年後見制度親族調査

市町村長申立てを行うため親族調査を行った。

1件 委託料 40,000 円

##### ②成年後見人等報酬助成

成年後見人に対して報酬助成を行った。

1件 扶助費 211,354 円

#### (6) 指定管理

福祉センターの指定管理を行った。

委託料 3,696,000 円

## 2. 福祉医療事業

### (1) 福祉医療

①重度心身障害者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行った。 障害 132人 ひとり親 334人 扶助費 30,286,524 円

②重度心身障害老人健康管理事業

後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付した。 受給者数 167人 補助金 15,458,150 円

## 3. 障害者福祉推進事業

### (1) 障害者の状況

#### ①身体障害者手帳所持者

(平成30年3月31日現在 単位:人)

| 障 害 程 度 | 視覚 | 聴覚・平衡 | 音声・言語<br>そしゃく | 肢体  | 心臓  | 腎臓 | 呼吸器 | 膀胱・直腸 | 肝臓 | 免疫 | 小腸 | 合 計 |
|---------|----|-------|---------------|-----|-----|----|-----|-------|----|----|----|-----|
| 1 級     | 10 | 2     | 0             | 71  | 89  | 26 | 1   | 0     | 2  | 1  | 0  | 202 |
| 2 級     | 11 | 13    | 0             | 74  | 0   | 0  | 0   | 0     | 0  | 2  | 0  | 100 |
| 3 級     | 5  | 9     | 3             | 67  | 24  | 4  | 3   | 4     | 0  | 1  | 0  | 120 |
| 4 級     | 2  | 11    | 4             | 91  | 40  | 0  | 4   | 31    | 1  | 0  | 0  | 184 |
| 5 級     | 3  | 0     | 0             | 50  | 0   | 0  | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 53  |
| 6 級     | 3  | 16    | 0             | 20  | 0   | 0  | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 39  |
| 合計      | 34 | 51    | 7             | 373 | 153 | 30 | 8   | 35    | 3  | 4  | 0  | 698 |

#### ②療育手帳所持者

| 障 害 程 度 | A  | B  | 合 計 |
|---------|----|----|-----|
| 人 数     | 55 | 64 | 119 |

#### ③精神保健福祉手帳所持者

| 障 害 程 度 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|
| 人 数     | 0  | 45 | 47 | 92 |

(2) 障害者等医療助成

① 自立支援医療(更生医療)

身体障害者の障害を除去・軽減して、職業能力増進、日常生活を容易にするため医療給付を行った。 76件 扶助費 10,993,776 円

② 自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童の障害を除去・軽減して、生活能力を得られるよう医療給付を行った。 0件 扶助費 0 円

③ 自立支援医療(精神通院)

通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、受給者証の交付を行った。  
(医療給付は京都府が支弁) 受給者数 207人

④ 自立支援医療(特別対策事業)

身体障害者手帳3級の在宅酸素療法患者等に対し医療給付を行った。 2件 扶助費 449,981 円

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

① 自立支援給付(介護・訓練)

介護・訓練給付費等を給付した。 扶助費 339,897,565 円

② 自立支援給付費(補装具)

失われた身体機能を補うための補装具の交付・修理を行った。 交付20件 修理15件 扶助費 2,810,131 円

(4) 児童福祉法に基づく障害児給付費等

障害児給付費等を給付した。 扶助費 25,102,600 円

(5) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障害者及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行った。 委託料 4,549,000 円

② 意思疎通支援事業

中央公民館において手話教室(入門課程)を実施した。 実施回数 12回 受講者 13名 報償費 152,500 円

聴覚障害者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。 派遣回数 145回 派遣時間 282時間55分 報償費 358,000 円

③ 重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児者の入院時に医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣した。 扶助費 338,000 円

④ 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付した。 230件 扶助費 4,676,833 円

⑤移動支援事業

移動が困難な障害者等について自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行った。利用者 58名 延 5614.75時間 扶助費 14,143,232 円

⑥地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター事業を行った。 扶助費 10,690,368 円

⑦入浴サービス事業

施設における入浴サービスを提供した。 利用者 9名 延利用回数450回 扶助費 3,032,800 円

⑧日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を提供した。 利用者 19名 延 896時間 扶助費 1,310,220 円

⑨奉仕員手話奉仕員養成研修事業

乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施した。 実施回数 14回 受講者 6名 報償費 43,054 円

⑩理解促進研修・啓発事業

障害者週間において、障がいや障がい者等に対する理解を深めるため理解促進研修を行った。 出席者 20名 報償費 90,000 円

(6) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

「乙訓若竹苑」「乙訓ポニーの学校」を運営する乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担した。 負担金 32,587,000 円

②障害者施設運営補助

乙訓圏域で障害者施設を運営する社会福祉法人等の運営費等を補助した。 補助金 2,579,850 円

③共同作業所等運営補助

心身障害者共同作業所等の運営費を補助した。 補助金 2,407,883 円

④福祉ホーム補助

福祉ホーム運営費を補助した。 補助金 766,600 円

(7) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

心身障害者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助した。 10件 扶助費 290,300 円

②福祉タクシー助成事業

障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を補助した。 312件 扶助費 2,293,500 円

|                                                               |                                        |     |             |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----|-------------|
| ③身体障害者等診断書料助成                                                 |                                        |     |             |
| 身体障害者手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成した。                              | 86件                                    | 扶助費 | 177,800 円   |
| ④障害者福祉サービス等利用助成事業                                             |                                        |     |             |
| 障害福祉サービス等を利用したときにかかる利用者負担を軽減した。                               | 222件                                   | 扶助費 | 1,249,381 円 |
| ⑤高額障害者福祉サービス事業                                                |                                        |     |             |
| 複数のサービスを利用することで利用者負担額の合計が上限額を超える場合、超えた額を補助した。                 | 10件                                    | 扶助費 | 47,761 円    |
| (8) 障害者啓発事業等                                                  |                                        |     |             |
| 街頭啓発を12月1日に町内各所で実施した。                                         |                                        |     |             |
| (9) 相談支援事業                                                    |                                        |     |             |
| 障害のある方の生活相談を偶数月は第2木曜日、奇数月は第2水曜日に実施した。(相談員:大山崎町社会福祉協議会、アンサンブル) |                                        |     |             |
| (10) 団体支援                                                     |                                        |     |             |
| 各種福祉団体に対して補助した。                                               | 〔身体障害者協会〕                              | 補助金 | 161,000 円   |
|                                                               | 〔知的障害者育成会〕                             | 補助金 | 65,400 円    |
| (11) 団体事業支援                                                   |                                        |     |             |
| ①障害者スポーツ大会(10月22日 台風接近の為に中止)                                  |                                        |     |             |
| 実行委員会に対して補助した。                                                |                                        | 補助金 | 60,000 円    |
| ②障害者ふれあい広場(5月21日)                                             |                                        |     |             |
| 乙訓ブロックとして参加した。                                                |                                        | 補助金 | 65,910 円    |
| (12) その他の福祉事業                                                 |                                        |     |             |
| ①健康福祉まつり                                                      |                                        |     |             |
| 「第9回大山崎町健康福祉まつり」を11月5日に開催した。                                  |                                        |     |             |
| ②聴こえの教室                                                       |                                        |     |             |
| 聴こえの教室を開催した。                                                  | 7月4日(参加者21名)、12月7日(参加者8名)、3月1日(参加者11名) | 報償費 | 70,000 円    |

# 国民年金事務費

## 健康課

国民年金制度は、これまで数々の改善が行われ、公的年金制度の土台としての役割を担っている。また急速な少子・高齢化が進み、公的年金の収入が住民の老後生活を支え、欠くことのできない存在となっている。  
今後とも納付に関する奨励の強化、無年金者の解消を図り、年金受給権の確保と行政サービスの向上に努め、加入者が将来の年金制度に不安を抱くことなく、健康で明るく豊かな老後の生活を営めるよう住民の理解を得ていく。

### (1) 拠出制国民年金関係

#### ① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

| 28年度末被保険者数 | 29年度中の異動状況 |     |     |      |      | 29年度末被保険者数 |
|------------|------------|-----|-----|------|------|------------|
|            | 資格取得       | 転入  | 転出  | 資格喪失 | 増減   |            |
| 2,994      | 749        | 131 | 104 | 855  | ▲ 79 | 2,915      |

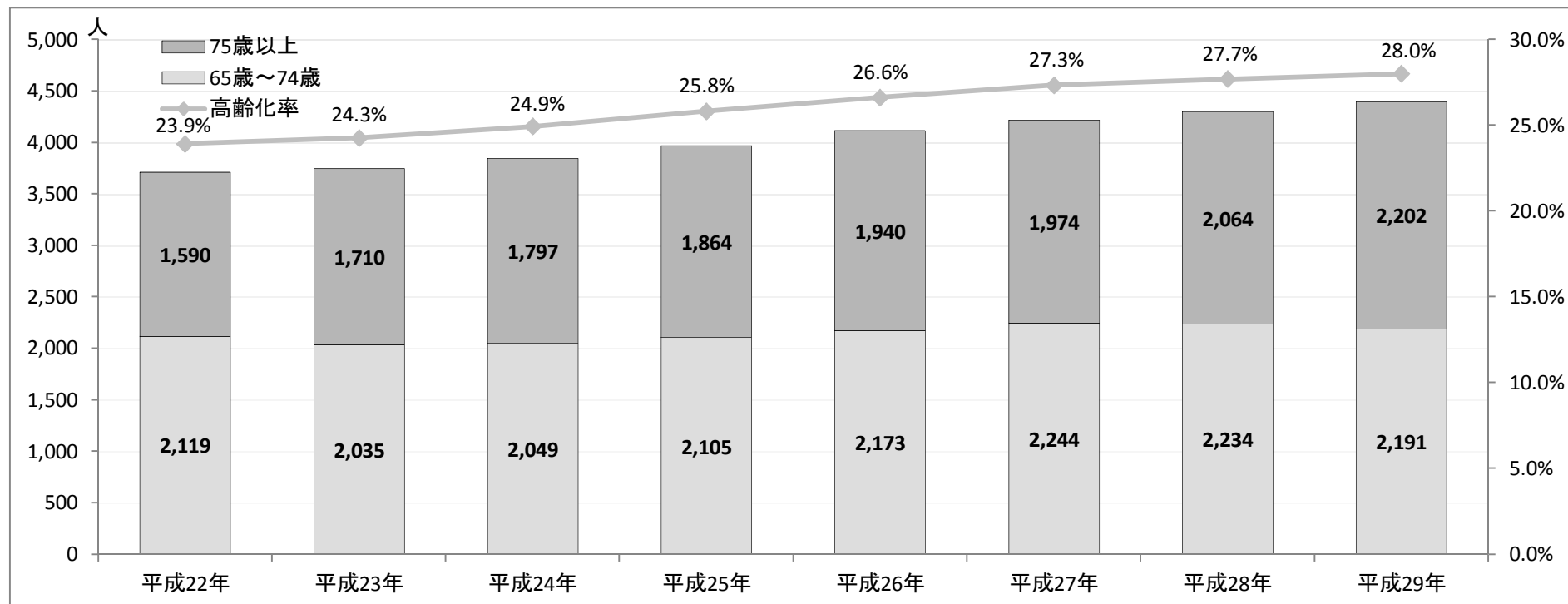
#### ② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

| 第1号   | 任意 | 第3号   | 計     | 法定免除 | 申請免除 |     |    |     | 納付猶予 | 学生納付特例 | 付加保険料加入者 |    |
|-------|----|-------|-------|------|------|-----|----|-----|------|--------|----------|----|
|       |    |       |       |      | 全額   | 3/4 | 半額 | 1/4 |      |        | 任意       | 強制 |
| 1,673 | 32 | 1,210 | 2,915 | 108  | 179  | 13  | 15 | 5   | 60   | 233    | 85       | 0  |



## 1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

|       |            | 平成22年  |       | 平成23年  |       | 平成24年  |       | 平成25年  |       | 平成26年  |       | 平成27年  |       | 平成28年  |       | 平成29年  |       |
|-------|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 人口総数  |            | 15,512 |       | 15,441 |       | 15,430 |       | 15,379 |       | 15,453 |       | 15,436 |       | 15,525 |       | 15,711 |       |
| 高齢者人口 | 65歳以上      | 3,709  | 23.9% | 3,745  | 24.3% | 3,846  | 24.9% | 3,969  | 25.8% | 4,113  | 26.6% | 4,218  | 27.3% | 4,298  | 27.7% | 4,393  | 28.0% |
|       | うち 65歳～74歳 | 2,119  | 13.7% | 2,035  | 13.2% | 2,049  | 13.3% | 2,105  | 13.7% | 2,173  | 14.1% | 2,244  | 14.5% | 2,234  | 14.4% | 2,191  | 13.9% |
|       | 75歳以上      | 1,590  | 10.3% | 1,710  | 11.1% | 1,797  | 11.6% | 1,864  | 12.1% | 1,940  | 12.6% | 1,974  | 12.8% | 2,064  | 13.3% | 2,202  | 14.0% |

## 2. 在宅福祉事業

| 事業名          | 内 容                                                            | 区 分 | 決算額        | 内 訳                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------|-----|------------|------------------------|
| ①給食サービス      | ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で調理が困難な者に対し、給食(昼食)を宅配するとともに、安否確認を行った。       | 委託料 | 1,205,750円 | 利用者数 54人<br>発注数 3,440食 |
| ②寝具丸洗い乾燥サービス | ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施した。                          | 委託料 | 88,000円    | 申請件数 30件               |
| ③緊急通報装置事業    | ひとり暮らし高齢者等で、緊急通報装置の設置が必要な者に機器の給付をした。また、概ね5年を経過した機器について保守を実施した。 | 委託料 | 282,960円   | 機器保守 17台               |
|              |                                                                | 扶助費 | 248,800円   | 新規設置者 4人               |

## 3. 施設福祉事業

|                |                                                    |     |            |         |
|----------------|----------------------------------------------------|-----|------------|---------|
| ①養護老人ホーム措置事業   | 身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置した。 | 扶助費 | 2,228,958円 | 長生園 1人  |
| ②高齢者緊急一時保護措置事業 | 虐待等により緊急保護する必要がある高齢者を高齢者施設に一時的に措置した。               | 委託料 | 0円         | 利用者数 0人 |

## 4. 老人福祉事業

|                 |                                                                     |          |             |            |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|----------|-------------|------------|
| ①敬老会(9月9日)      | 大山崎町立大山崎小学校において70歳以上の高齢者を対象として開催した。                                 | 報償費      | 514,319円    | 参加者数 約400人 |
|                 |                                                                     | 需用費      | 98,043円     |            |
|                 |                                                                     | 委託料      | 1,004,000円  |            |
|                 |                                                                     | 使用料及び賃借料 | 241,920円    |            |
| ②老人クラブ助成        | 老人クラブ活動費を助成した。                                                      | 補助金      | 621,000円    | 8クラブ、341人  |
| ③生きがい対策事業       | 高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費を助成した。                              | 補助金      | 250,000円    |            |
| ④シルバー人材センター運営補助 | 高年齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターの運営費を補助した。                              | 補助金      | 2,500,000円  |            |
| ⑤老人福祉センター指定管理   | 平成19年4月より指定管理者施設として大山崎社会福祉協議会に委託し、高齢者の健康と生きがいの場・やすらぎの場として、運営を行っている。 | 委託料      | 16,764,000円 |            |

## 5. 介護保険関連事業

|                      |                                     |     |              |                        |
|----------------------|-------------------------------------|-----|--------------|------------------------|
| ①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助 | 社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助した。          | 補助金 | 18,346円      | 28年度分<br>29年度分 対象者数 1人 |
|                      |                                     |     | 83,881円      |                        |
| ②介護予防安心住まい改修助成       | 介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用を一部助成した。 | 補助金 | 0円           | 0 件                    |
| ③介護保険事業特別会計への繰出      | 介護保険事業特別会計繰出金                       | 繰出金 | 199,530,000円 |                        |

## 6. 老人医療事業

|         |                                                |     |            |                           |
|---------|------------------------------------------------|-----|------------|---------------------------|
| ①老人医療助成 | 65歳以上70歳未満のひとり暮らし高齢者、所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。 | 扶助費 | 5,211,336円 | 受給者数146人<br>(平成29年8月1日現在) |
|---------|------------------------------------------------|-----|------------|---------------------------|

## 7. 後期高齢者医療制度関連事業

|                      |                                           |     |              |                                            |
|----------------------|-------------------------------------------|-----|--------------|--------------------------------------------|
| ①後期高齢者医療療養給付費負担金     | 後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。          | 負担金 | 150,599,486円 |                                            |
| ②後期高齢者医療人間ドック補助金     | 後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診される場合の受診費用の一部を補助した。 | 補助金 | 1,132,870円   | 申請者数 39人                                   |
| ③後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出 | 後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金                        | 繰出金 | 37,408,112円  | 事務費繰出金 29,795,112円<br>保険基盤安定繰出金 7,613,000円 |

## 臨時福祉給付金給付事業費

### 福祉課

一定の要件を満たす低所得者を対象に、臨時福祉給付金を給付した。

(1) 臨時福祉給付金給付事業(経済対策分)[H28繰越明許]

実施期間：平成29年4月10日～10月10日

給付金額：ひとり15,000円

支給件数 1,091 件

支給人数 1,660 人

支給額 扶助費 24,900,000 円

# 児童福祉総務費 福祉課

## 1. 認可外保育所助成事業

### (1) 認可外保育所等入所乳幼児助成金

保育所の入所要件を満たしていながら、保育所へ入所できない生後57日以上満3歳未満の乳幼児を対象に、その乳幼児の保育を認可外保育所等に委託する保護者に対して、助成金を支給する。

|      |    |      |          |
|------|----|------|----------|
| 受給者数 | 4人 | 支給総額 | 470,000円 |
|------|----|------|----------|

## 2. 児童手当支給事業

### (1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。

6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分をそれぞれ支給する定時払いと、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を支給する随時払いがある。

(受給者数は、平成30年2月末現在)

| 区 分                   |         | 受給者数<br>(兄弟姉妹の重複あり) | 手 当 月 額                  | 児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数 |         |           | 支 給 額         |
|-----------------------|---------|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|---------|-----------|---------------|
|                       |         |                     |                          | 第 1 子                             | 第 2 子   | 第 3 子 以 降 |               |
| 3 歳 未 満               | 被 用 者   | 313 人               | 15,000 円                 | 2,129 人                           | 1,230 人 | 437 人     | 56,940,000 円  |
|                       | 非 被 用 者 | 39 人                | 15,000 円                 | 317 人                             | 183 人   | 50 人      | 8,250,000 円   |
| 3 歳 以 上<br>小学校修了<br>前 | 被 用 者   | 682 人               | 10,000円<br>第3子以降は15,000円 | 6,023 人                           | 4,764 人 | 1,554 人   | 131,180,000 円 |
|                       | 非 被 用 者 | 145 人               | 10,000円<br>第3子以降は15,000円 | 1,173 人                           | 893 人   | 219 人     | 23,945,000 円  |
| 中学生以上                 | 被 用 者   | 259 人               | 10,000 円                 | 2,145 人                           | 1,184 人 | 92 人      | 34,210,000 円  |
|                       | 非 被 用 者 | 66 人                | 10,000 円                 | 587 人                             | 213 人   | 56 人      | 8,560,000 円   |
| 特 例 給 付               | 被 用 者   | 87 人                | 5,000 円                  | 776 人                             | 640 人   | 117 人     | 7,665,000 円   |
|                       | 非 被 用 者 | 6 人                 | 5,000 円                  | 43 人                              | 40 人    | 8 人       | 455,000 円     |
| 合 計                   |         | 1,597 人             |                          | 13,193 人                          | 9,147 人 | 2,533 人   | 271,205,000 円 |

### 3. 母子等福祉対策事業

#### (1) 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育している父と母のいずれかと、父母に代わって児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。  
父または母が重度障害の状態にある児童を養育している方も対象となる。  
ただし、一定の所得限度額を超えたり、事実婚である場合等は支給されない。

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| 受 給 者 数 | 112人 | (平成30年3月末現在) |
|---------|------|--------------|

#### (2) 特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を家庭で養育している父や母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。  
ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

|         |     |              |
|---------|-----|--------------|
| 受 給 者 数 | 28人 | (平成30年3月末現在) |
|---------|-----|--------------|

#### (3) 大山崎町児童育成支援手当

平成29年度住民税非課税世帯(生活保護を受けている世帯を除く)で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給する。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

イ. 障害児扶養家庭 心身に障害のある児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

| 世 帯 類 型 | 受給者数 | 支 給 額      |
|---------|------|------------|
| ひとり親家庭  | 54人  | 1,417,500円 |
| 障害児扶養家庭 | 2人   | 54,000円    |
| 計       | 56人  | 1,471,500円 |

(受給者数は、平成30年3月末現在)

#### (4) 京都府母子家庭奨学金

母子世帯の乳幼児・小学生・中学生・高校生の母に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

|         |       |
|---------|-------|
| 受 給 者 数 | 126世帯 |
|---------|-------|

|       |     |       |     |       |     |       |     |         |  |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|---------|--|
| 乳 幼 児 | 24人 | 小 学 生 | 67人 | 中 学 生 | 39人 | 高 校 生 | 63人 | 専 修 学 校 |  |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|---------|--|

#### 4. 児童福祉推進事業

##### (1) 子育て支援医療費助成制度

この制度は、医療機関での保険診療に係る医療費自己負担分に対する助成制度である。府制度として、平成27年9月診療分から、3歳到達月までの通院と中学校修了前(拡充前は小学校修了前)までの入院について、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成、及び中学生(拡充前は小学生)の通院1ヶ月3,000円を超える医療費の自己負担額を助成する制度に拡充した。それに伴い、町単独制度も府制度の途切れる3歳到達月翌月から小学校修了前(拡充前は小学校就学前)までの通院に対して、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成する制度に拡充した。

##### ○受給者

|            |        |
|------------|--------|
| 満 3 歳 未 満  | 476人   |
| 3歳以上小学校修了前 | 1,381人 |
| 中 学 生      | 382人   |
| 計          | 2,239人 |

(平成30年3月末現在)

##### ○医療費

|           |         |             |
|-----------|---------|-------------|
| 府 制 度     | 8,335件  | 20,821,017円 |
| 町 単 独 制 度 | 15,916件 | 25,308,888円 |
| 医療費支給総額   | 24,251件 | 46,129,905円 |

##### (2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。平成29年度には、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議を9回開催した。

##### (3) 子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童や緊急一時的に保護する必要がある母子について、児童福祉施設等を利用する事業を行う。

| 事業名         | 対象事由                                                                | 延べ利用日数 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|--------|
| ショートステイ事業   | 児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難である場合等(短期入所生活援助事業)            | 0日     |
| トワイライトステイ事業 | 児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在になることにより家庭で養育することが一時的に困難になる場合(夜間養護等事業) | 0日     |
| 計           |                                                                     | 0日     |

##### (4) 養育支援育児・家事援助事業

子育てに困難を抱える家庭に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行い、子どもの養育環境の改善を図る。

|           |     |             |     |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 訪 問 世 帯 数 | 1世帯 | 延 べ 訪 問 件 数 | 44件 |
|-----------|-----|-------------|-----|

(5) ファミリー・サポート・センター事業

地域で安心して子育てできる環境をつくるため、町内において子育ての援助を行いたい者(提供会員)と子育ての援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整をする事業を行う。

○登録会員数

|         |                  |
|---------|------------------|
| 依 頼 会 員 | 38人              |
| 提 供 会 員 | 14人              |
| 両 方 会 員 | 4人               |
| 計       | 56人 (平成30年3月末現在) |

○活動状況

| 内 容                  | 件 数 |
|----------------------|-----|
| 保育施設等開始前・終了後の預かり、送迎  | 34件 |
| 学校または放課後児童クラブ終了後の預かり | 24件 |
| その他                  | 10件 |
| 計                    | 68件 |

(6) 児童福祉施設管理事業

都市公園法に基づく都市公園や児童福祉法に基づく児童遊園でない小規模な遊び場を設置している。

|                 |      |
|-----------------|------|
| 山 寺 簡 易 児 童 公 園 | 555㎡ |
|-----------------|------|

(7) 地域型保育給付費補助事業

近年の共働き世帯の増加による保育所ニーズの高まりに加え、町内の宅地開発等による子育て世帯の流入増に伴い、待機児童対策の受け皿整備として、平成29年度から小規模保育施設2ヶ所を開設した。小規模保育施設に入所している児童については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、町から施設へ給付費を支出する(法定代理受領)する仕組みになっている。(保育料は施設が直接徴収する)

|                    | 定員  | 対象年齢   | 補助金         |
|--------------------|-----|--------|-------------|
| 京 都 が く え ん 保 育 園  | 18人 | 1歳～2歳  | 27,940,430円 |
| ひ かり 保 育 園 大 山 崎 町 | 12人 | 6ヶ月～2歳 | 25,116,420円 |

(8) 延長保育事業費補助事業

就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童が預けられるように、小規模保育施設で実施している延長保育事業で、保護者が本来負担すべき費用の一部を助成するため、実施している施設へ補助した。

ひかり保育園大山崎町                      補助金                      300,000円



#### (9) 病児・病後児保育事業

乳幼児及び病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育ができない場合に、専用の保育室で保育を行う。また、保育所などの登園中の急な発熱等に、保護者の依頼により代わりに迎えに行き、保育を行う送迎サービスも実施した。

ひかり保育園大山崎町病児保育室                      委託料                      10,335,000円                      延べ利用人数                      108人（うち、送迎サービス利用人数    8人）

#### (10) 民間保育所整備事業

喫緊の課題である待機児童問題と施設の老朽化問題の速やかな解消、また、民間活力を導入することにより、多様なニーズに応えるサービスの充実・向上を図り、子育て支援をさらに進めるために、町立第2保育所の民営化を進める中、事業者が行う施設設計業務に対して、費用の一部を補助した。

社会福祉法人端山園                      補助金                      9,487,000円

### 5. 子育て支援センター事業

#### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「ゆめほっぺ」）

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。現在は、大山崎町保健センターで開所している。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。

#### ○月別来場組数

|         |      |    |      |     |      |         |      |
|---------|------|----|------|-----|------|---------|------|
| 平成29年4月 | 376組 | 7月 | 427組 | 10月 | 444組 | 平成30年1月 | 529組 |
| 5月      | 409組 | 8月 | 453組 | 11月 | 451組 | 2月      | 419組 |
| 6月      | 469組 | 9月 | 483組 | 12月 | 369組 | 3月      | 482組 |
|         |      |    |      |     |      | 年 間 平 均 | 443組 |

#### ○開催行事

通年開催：プチママさんのしゃべり場、マタニティさん、プチママさんソーイング、みんなでランチ、絵本の読み聞かせ、ベビーマッサージ等

随時開催：年初めの記念手形作り、親子でハミガキ、消しゴムハンコ作り、子育てママのためのミニマナー講座、前向き子育てプログラム、親子で音楽会等

# 保 育 所 費

## 福 祉 課

現在、町立保育所では、乳児保育、延長保育、障害児保育、子育てサポートセンター事業、一時保育の実施など、保育サービスの充実に努めている。しかし、保育ニーズは多岐多様化しており、今後も引き続き新たなニーズに応える保育サービスのあり方を検討する必要がある。また、増加傾向にある保育需要に対し、待機児童を生じさせない体制の確保も課題である。

なお、平成16年度から公立保育所の運営費負担金が一般財源化され、国庫並びに府費負担金が皆減となっていることから、町負担は増大している。今後は保育所運営における安心・安全の確保と必要な体制整備を図りつつ、より一層の効率的運営が求められている。

### (1) 定員および月平均保育人員・年間月延べ保育人員

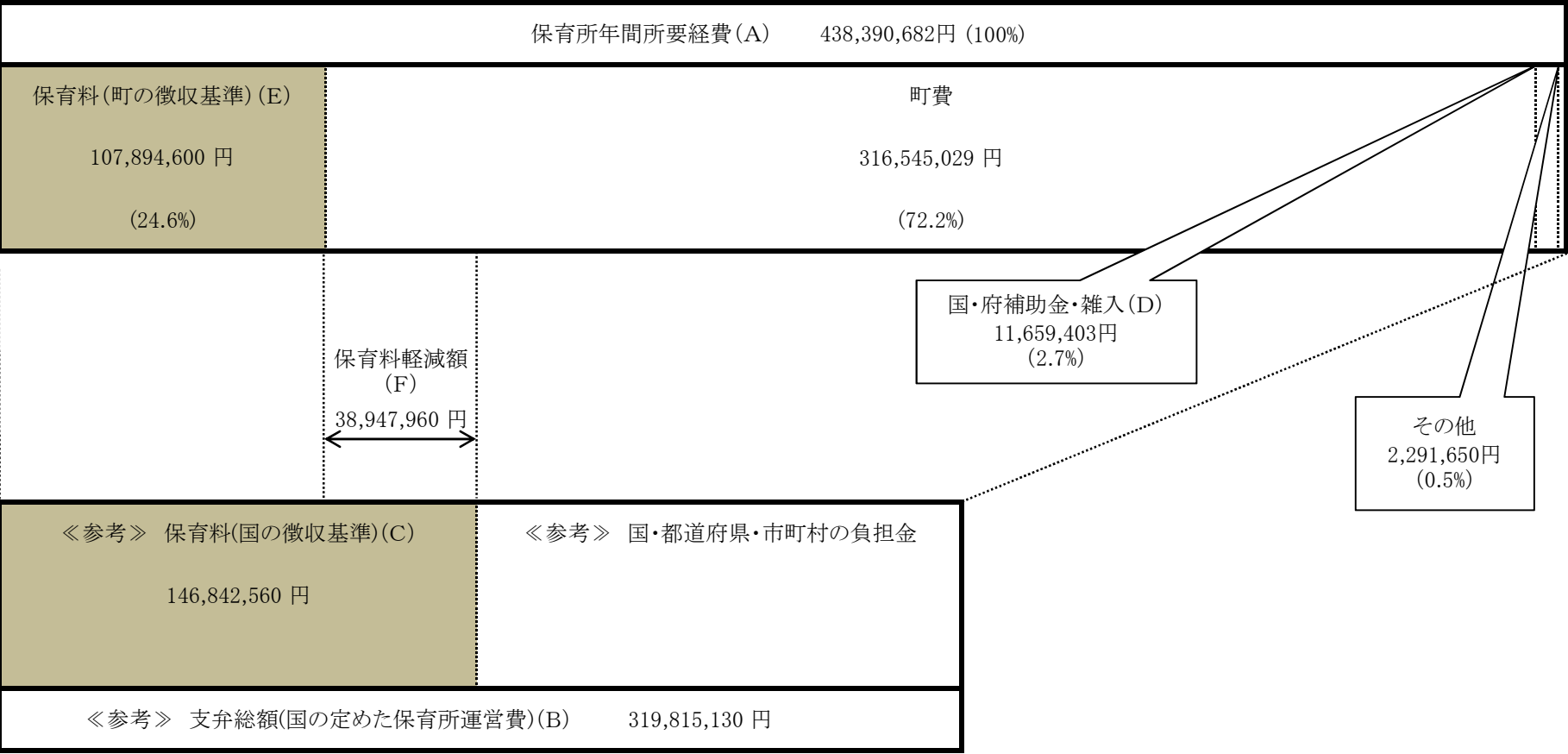
|                   | 開 所           | 定 員  | 月 平 均<br>保 育 人 員 | 年 間 月 延 べ 保 育 人 員 |        |        |
|-------------------|---------------|------|------------------|-------------------|--------|--------|
|                   |               |      |                  | 乳 児               | 幼 児    | 合 計    |
| 町 立 大 山 崎 町 保 育 所 | 昭和32年(同57年移転) | 120人 | 139人             | 681人              | 984人   | 1,665人 |
| 町 立 第 2 保 育 所     | 昭和48年         | 100人 | 129人             | 592人              | 957人   | 1,549人 |
| 町 立 第 3 保 育 所     | 昭和51年         | 90人  | 116人             | 516人              | 871人   | 1,387人 |
| 合 計               |               | 310人 | 384人             | 1,789人            | 2,812人 | 4,601人 |

## (2) 保育所運営経費総計表

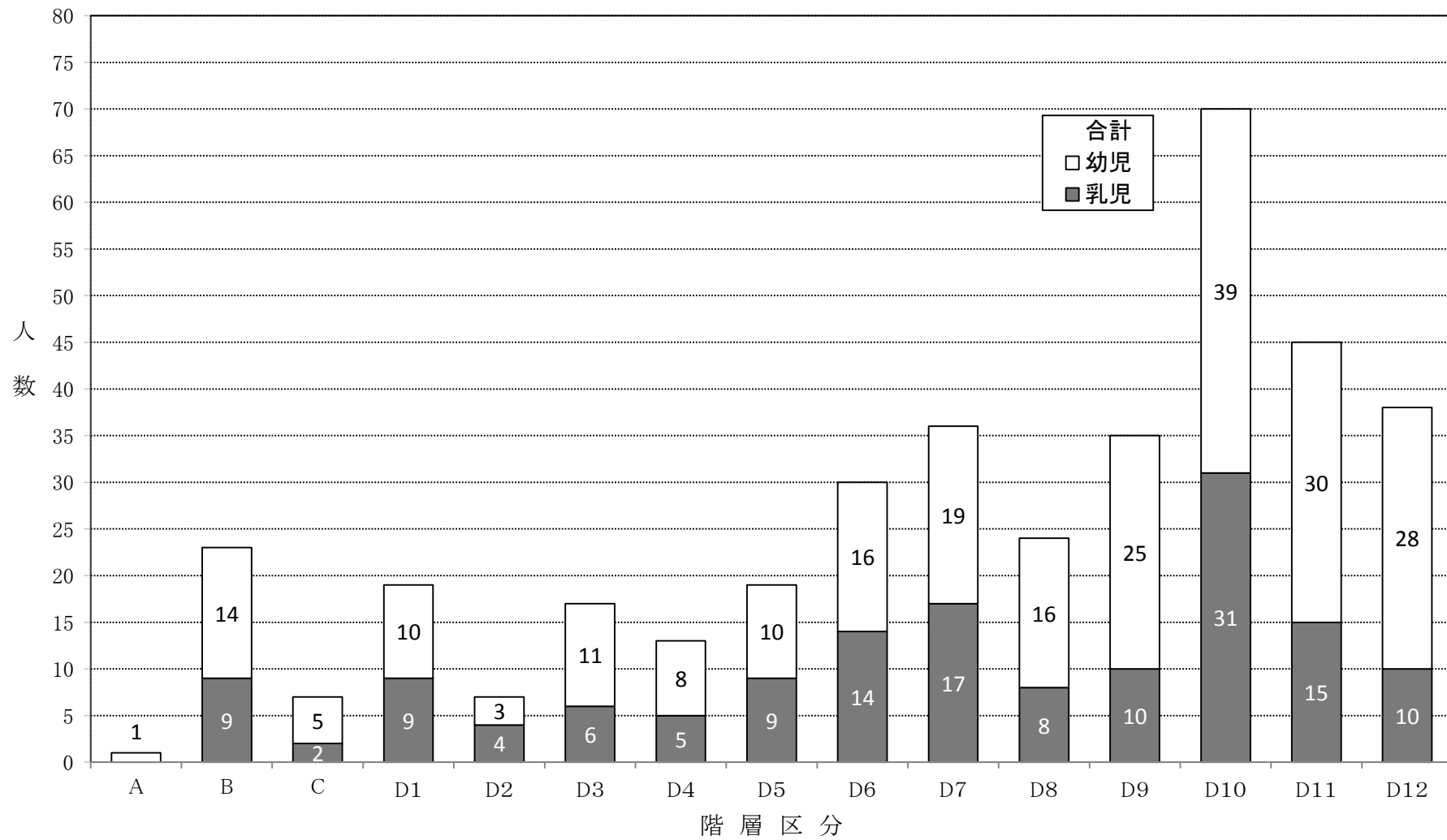
| 区 分 \ 年 度                                      |                                        | 平成 29 年 度 決 算 額         | 参 考                     |                         |
|------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                                |                                        |                         | 平成 28 年 度 決 算 額         | 平成 27 年 度 決 算 額         |
| 保 育 所 数 ・ 定 員 ・ 保 育 料 徴 収 年 間 月 延 べ 人 員        |                                        | 3 カ 所 ・ 310 人 ・ 4,601 人 | 3 カ 所 ・ 310 人 ・ 4,860 人 | 3 カ 所 ・ 310 人 ・ 4,295 人 |
| 年 間 所 要 経 費 ( 決 算 額 )                          | A                                      | 438,390,682円            | 452,083,708円            | 419,301,499円            |
| 支 弁 総 額                                        | B                                      | 319,815,130円            | 348,606,230円            | 261,363,440円            |
| 保 育 料 ( 国 の 徴 収 基 準 )                          | C                                      | 146,842,560円            | 150,127,520円            | 131,027,740円            |
| 国 ・ 府 補 助 金 ・ 雑 入 等                            | D                                      | 11,659,403円             | 9,167,835円              | 8,186,155円              |
| 保 育 料 ( 町 の 徴 収 基 準 )                          | E                                      | 107,894,600円            | 111,911,500円            | 94,486,550円             |
| 保育料(国の徴収基準と町の徴収基準との差額)<br>( C - E )            | F                                      | 38,947,960円             | 38,216,020円             | 36,541,190円             |
| 乳 幼 児 1 人 当 た り の 年 間 平 均<br>所 要 経 費           | $\left[ \frac{A}{\text{保育人員}} \right]$ | 1,141,642円              | 1,116,256円              | 1,171,233円              |
| 乳 幼 児 1 人 当 た り の 年 間 平 均<br>保 育 料 軽 減 額       | $\left[ \frac{F}{\text{保育人員}} \right]$ | 101,427円                | 94,361円                 | 102,070円                |
| 乳 幼 児 1 人 当 た り の 年 間 平 均<br>保 育 料 ( 国 の 基 準 ) | $\left[ \frac{C}{\text{保育人員}} \right]$ | 382,403円                | 370,685円                | 365,999円                |
| 乳 幼 児 1 人 当 た り の 年 間 平 均<br>保 育 料 ( 町 の 基 準 ) | $\left[ \frac{E}{\text{保育人員}} \right]$ | 280,976円                | 276,325円                | 263,929円                |

(3) 保育所運営経費のしくみ

( )内は構成比



(4) 町立保育所入所児童の保育料階層別人数(町の基準)



(平成30年3月1日現在)

## (5) 一時保育事業

家庭における保育が一時的に困難な時に乳幼児の保育を行う。第3保育所で実施。

| 事業名           | 対象事由                                                             | 利 用 日 数   | 延 べ 利 用 日 数 |
|---------------|------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 非定型的保育サービス    | 保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合         | 週3日間を限度   | 968日        |
| 緊急保育サービス      | 保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合 | 継続25日間を限度 | 302日        |
| 私的理由による保育サービス | 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合       | 月2日間を限度   | 265日        |
| 計             |                                                                  |           | 1,535日      |

※保護者とともに町内に住所を有し居住している、保育所入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの乳幼児が対象。

## (6) 子育てサポートセンター事業

保育所が、保育に関する専門性を生かして、地域の子育て相談事業を実施することにより、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域における子育て支援をより一層推進するため、子育てサポートセンターを保育所に設置する。

| 保 育 所 名   | 事 業 内 容   |                                                                                                   | 年 間 開 催 回 数 | 延 べ 来 場 組 数 |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 大山崎町保育所   | 子育て相談事業   | 平成29年5月から30年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで                                                                   | 47回         | 87組         |
|           | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」<br>保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。 | 55回         |             |
| 第 2 保 育 所 | 子育て相談事業   | 平成29年5月から30年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで                                                                   | 47回         | 51組         |
|           | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」<br>保育所での行事3回(七夕祭り、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。        | 54回         |             |
| 第 3 保 育 所 | 子育て相談事業   | 平成29年5月から30年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで                                                                   | 47回         | 58組         |
|           | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」<br>保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。 | 55回         |             |